平成２５年（再イ）第１３号
新潟県新発田市舟入町２丁目３番30号
再生債務者　居城　愛子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（再イ）第２２号
広島市南区南大河町39番10号
再生債務者　金子　賢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１４号
仙台市泉区館４丁目30番地の18
再生債務者　佐藤　啓一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第４１号
大阪市西淀川区大和田４丁目７番17―103号
再生債務者　サロンクエストこと　河野　求
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第６９号
神奈川県大和市下鶴間2998番地178
再生債務者　小玉　実浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第４６４号
大阪府池田市神田３丁目19番18―202号、前住所大阪市北区大淀中２丁目６番19―803号
再生債務者　清水　恵美（旧姓内越）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３１号
福岡県中間市通谷３丁目６番20号
再生債務者　鷲尾　淳次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第１号
青森県十和田市大字相坂字白上564番地２
再生債務者　松田　悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（再イ）第１０号
栃木県宇都宮市天神２丁目４番19号
再生債務者　宇賀神啓二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２６年（再イ）第４０号
埼玉県蓮田市山ノ内２番地59　コットンアイランドアルテ1303号
再生債務者　水上　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第９号
三重県亀山市太岡寺町196番地
再生債務者　林　芽美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月14日　津地方裁判所再生係

住宅型式性能認定に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第品型 148 号
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第１項の規定により住宅型式性能認定を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成 26 年８月 27 日
一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　仁
平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅（認定年月日：平成26年４月30日）
大和ハウス工業株式会社（大阪府大阪市北区梅田３－３－５）
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））―等級３
T120302A012203
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））―等級２
T120202A012202

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による水戸・勝田都市計画事業内原駅北土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。
平成 26 年８月 27 日
水戸・勝田都市計画事業
内原駅北土地区画整理事業
施行者　水戸市
代表者　水戸市長　高橋　靖
記
1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
⑴　住所　不明
　氏名　金澤直一郎
⑵　住所　不明
　氏名　南端　秀子
⑶　住所　不明
　氏名　石﨑　孝
⑷　住所　不明
　氏名　株式会社ワールド
2　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、水戸・勝田都市計画事業内原駅北土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分します。
教示
1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に審査請求をすることができます。
2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に水戸市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に水戸市を被告として取消しの訴えを提起することができます。
なお、別紙明細書及び換地図は、茨城県水戸市内原町1395番地の１水戸市役所内原庁舎仮設庁舎都市計画部内原都市整備事務所で閲覧できます。